

要 旨

1 作成の背景

2020年以來、世界を席卷してきた「新型コロナウイルス感染症」（以下、「新型コロナ」）のパンデミックは、その収束のあり方が明確になりつつある。日本を含め世界は、新型コロナとの共存を通じて、社会生活のために必要な活動を再開しながら、同時に、将来的な新興感染症の脅威に対して強靱な社会を構築することを模索している。そのためには、新たな理念や制度の構築が必要であり、医療や公衆衛生にとどまらない多様な学問領域からの知見を集約することが必要である。

日本学術会議は、様々な学問領域の科学者が結集する日本の科学者の内外に対する代表機関であり、第一部（人文・社会科学）、第二部（生命科学）、第三部（理学・工学）を基礎に、学問領域を横断して、感染症との共存のための知見を集約し、感染症に対して強靱な社会を構築するための学術的貢献ができる組織である。その基盤となるのは、2020年から現在までの新型コロナのパンデミックの全体像を正確に理解することであり、そのためにはパンデミックの過程で作成され蓄積されてきたさまざまな資料、記録、記憶を適切に保全・継承するための制度を構築することが必要である。また、その結果は、国民全体に開かれ、共有されなければならない。以上の認識にもとづき、日本学術会議は、資料、記録、記憶を残すことを学問的な手法とする第一部史学委員会歴史資料の保存・管理と公開に関する分科会を中心に、新型コロナをめぐる資料、記録、記憶の「何を、誰が、どう残すか」をめぐる議論を開始した。

2 現状及び問題点

本提言の対象である、新型コロナをめぐる資料、記録、記憶は、感染症対策を担った医療機関等に蓄積されていると理解されることが多い。確かにそれらは保存・継承すべきものであり、そのための制度の構築が必要である。実際に、厚生労働省や内閣府などの審議会等での議論によって、医療や公衆衛生に関するデータを保全する体制が整備されてきた。本提言は、そうしたデータについても目配りをしながら、同時に、これまで本格的に議論されてこなかった国、地方公共団体などの公的機関から、広く社会、地域や個人の中に蓄積されてきた多様な資料、記録、記憶の保全・継承の重要性を指摘し、その方法を提言することを目的としている。

新型コロナのパンデミックは、2020年以來、すでに3年以上が経過した。地球上に生活する人々全員が当事者となったため、資料、記録、記憶は膨大である。その全体を保存・継承することはできないが、かといって何らの措置もとらなければ、多くの資料、記録、記憶は廃棄され、保全・継承されるのはごく僅かなものとならざるをえない。そのようにならないためには、明確な戦略のもとで、「何を、誰が、どう残すか」を議論し、ただちにその取組を開始しなければならない。

3 提言の内容

(1) 新型コロナをめぐる資料、記録、記憶

国の各行政機関では、国の方針に基づき、公文書を国立公文書館等に移管して永年保存することとしている。新型コロナのパンデミックが「歴史的緊急事態」に指定されたことの重要性に鑑み、移管対象とする資料や記録の範囲を拡大することも含め、適切な保全・継承が行われることを強く要望する。

地方公共団体においては、内閣府大臣官房公文書管理課長の2023年4月の「通知」を踏まえ、地方公共団体における「歴史的緊急事態」に関する文書を、国の取

組に準じて地方公共団体の公文書館等に移管し、永久保存すべく早急な措置をとることが必要である。また、地方公共団体の活動等をデジタルアーカイブ化して、保全・継承し、市民が広く活用できるようにするとともに、新型コロナのパンデミックの記録・資料集（『流行と対策の記録（仮称）』）を編集することが重要な課題である。

新型コロナのパンデミックの中で、対策の最前線に位置した**保健所**の資料、記録は、保健所の管轄区域が複数の地方公共団体にまたがっている場合もあり、保全責任の所在があいまいとなり、その保全が危ぶまれる。内閣府大臣官房公文書管理課長の2023年4月の「通知」では、「文書管理に関する責任の帰属を明確にした上で、適切に文書を作成し、管理・保存すべき」としており、保健所の資料、記録を保全することを要請した。複数の地方公共団体にまたがっている保健所については、どの地方自治体がその文書を管理するのか、議論を開始する必要がある。

企業、学校、メディア、大学や学会、博物館等の組織・団体も、新型コロナのパンデミックの中でどのような対応をとったのかを示す資料、記録、記憶を保全・継承する仕組みを構築すべきである。日本学術会議が蓄積した資料、記録、記憶も、適切に保全される必要がある。くわえて日本学術会議には、関係の学会などがこの間の対策などを整理・検証した情報を集約するためのプラットフォームとしての役割を果たすことが期待される。

(2) 「社会」を記録するために：「新型コロナ関係資料アーカイブズ」（仮称）の構築

資料、記録、記憶の保全・継承の仕組みとして、デジタル化した「新型コロナ関係資料アーカイブズ」（仮称）を構築することを提案する。国立国会図書館の「ひなぎく 東日本大震災アーカイブ」を参考にして、新型コロナをめぐるクラウド型のデジタル・プラットフォームを構築し、資料などをデジタル化して時系列的に配置すると同時に、地理情報を付与し、時空間データベースとして運用することを提案する。そのデータベースでは、個人情報にも配慮しながら、個人の記憶を集約する機能を持たせ、メンバーシップを明確にしながら、その量的な拡大を行うべきである。

「新型コロナ関係資料アーカイブズ」（仮称）の運用を、将来的にどの機関が行うかは重要な検討課題だが、新設が予定されている国立健康危機管理研究機構（新型コロナ対策を担ってきた国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合し設立）に併設するのも一案である。

(3) 「モノ」を残すために：博物館機能の拡大

資料の保全については、デジタル化したデータだけを残せばよいというわけではない。デジタルデータだけでは理解できない新型コロナのパンデミックに起因する社会現象を記録する様々なモノを保全し、その展示を通じて、感染症への理解を深め、広く資料、記録、記憶を保全するための世論喚起が必要である。とりわけ博物館の役割が重要である。新型コロナのパンデミックは、感染症の抑制が医療や公衆衛生にとどまらない社会的な問題であることを浮き彫りにした。博物館において、新型コロナをめぐる蓄積された資料としてのモノを残し、それを展示し、社会に還元し、記録、資料、記憶の保全と継承に寄与することは重要であり、その機能の拡大が急務である。新設が短期的に困難だとしても、既存の結核研究所や結核予防会などを活用して、資料、記録、記憶の保全・継承を行うことを提案する。